

## 資料4

### 男女共同参画センターにおける職員の体制及び給与に関する調査について

令和5年2月1日  
内閣府男女共同参画局

#### 1 調査目的

各地の男女共同参画センターの職員の体制や給与に関する実態を調査し、同センターの機能強化に係る検討のための基礎資料とする。

#### 2 調査対象

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（令和4年度）」で把握した男女共同参画・女性のための総合的な施設（令和4（2022）年4月1日現在 356施設）

#### 3 調査項目

次の項目について、令和3年度の職員の数及び給与の実績額を男女共同参画センターの運営形態別（直営又は民営別）に調査をおこなう。

##### （1）職員数

令和3（2021）年度の体制について、別表の区分に基づきA～Dのそれぞれの職員数を御回答ください。

##### 【調査対象職員】

○センターの運営者が、雇用し、給与を支払っている職員を対象とする。

ただし、雇用期間が1年未満の職員は本調査の対象外とする。

※個別の委託事業等による一時的なスタッフは含まない。

##### （2）給与の実績額

令和3（2021）年度の給与の実績額について、別表の区分に基づいて集計した職員（（1）で回答した職員数）の給与の合計額を御回答ください。

##### 【人件費の集計方法】

○金額は、令和3年度の実績額とする。

○給与は、手当・社会保険料を含む給与の総額とする。

ただし、通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は除く。

○実績額は千円単位とし、千円以下は四捨五入する。

#### 4 調査期間

令和5年2月1日（水）～令和5年2月16日（木）

<別 表>

|             | 所定労働時間 <b>週30時間以上</b>                   | 所定労働時間 <b>週30時間未満</b>                   |
|-------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 正<br>規      | (A)<br>雇用期間の定めがないかつ<br>所定労働時間週30時間以上の職員 | (B)<br>雇用期間の定めがないかつ<br>所定労働時間週30時間未満の職員 |
|             | A-1 センター長及び管理職<br>A-2 A-1以外の職員          | B-1 センター長及び管理職<br>B-2 B-1以外の職員          |
| 非<br>正<br>規 | (C)<br>雇用期間の定めがあるかつ<br>所定労働時間週30時間以上の職員 | (D)<br>雇用期間の定めがあるかつ<br>所定労働時間週30時間未満の職員 |
|             | C-1 センター長及び管理職<br>C-2 C-1以外の職員          | D-1 センター長及び管理職<br>D-2 D-1以外の職員          |

※A-1からD-2までの区分ごとの人数及び給与の計を御回答ください。